

(第十六部)

第一回 参議院財政及び金融委員会會議録第二十八号

(四六八)

付託事件

- 酒類卸給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に関する陳情(第九號)
- 製糖事業保持對策樹立に関する陳情(第十九號)
- 織物の價格改訂に関する陳情(第二十八號)
- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に関する陳情(第五十二號)
- インフレ防止に関する陳情(第七十一號)
- 電氣稅復活反對に関する請願(第四十三號)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 低物價政策上官營事業料金の値上げ反對に関する陳情(第九十號)
- 適合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に関する陳情(第二百一十一號)
- 賠償稅の新設に関する陳情(第一百八號)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに関する陳情(第二百三十八號)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願(第四百十號)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情(第二百三十三號)
- 會計検査人法制定に関する請願(第二百二號)
- 失業保險特別會計法案(内閣送付)
- 非戦災者特別稅に關する陳情(第三百三十一號)
- 政令第七十四號中憲法違反の條項に

- 關する請願(第二百五十七號)
- 政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 自給製鹽制度存続に関する請願(第二百九十一號)
- 戦死者遺族を非戦災者特別稅課税外とするに關する陳情(第三百八十一號)
- 庶民銀行設立促進に關する陳情(第三百九十一號)
- 通貨發行審議會法案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案(内閣送付)
- 物品稅免稅點の引上げ等に關する請願(第三百二十八號)
- 今次日立鑛山地區の雪害復舊特別融資等に關する陳情(第四百十二號)
- 金鑛鑛山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五號)
- 戦死者遺族を非戦災者特別稅の課税外とするに關する陳情(第四百十八號)
- 企業整備に關する陳情(第四百十九號)
- 自給製鹽制度存続に關する陳情(第四百二十九號)
- 覆軍用施設並びに敷地の無償交付に關する請願(第三百五十一號)
- 生業資金貸付に關する請願(第三百六十二號)
- 庶民金融機構の確立に關する請願(第三百七十二號)
- 木材業者の水害復舊費に對する融資並びに國庫補助に關する請願(第三百八十號)

- 天日製鹽實施に關する陳情(第四百六十二號)
- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案に關する陳情(第四百八十一號)
- 自給製鹽制度存続に關する陳情(第四百九十二號)
- 企業再建整備法の改正に關する陳情(第五百六號)
- 物品稅免稅點の引上げ等に關する陳情(第五百十三號)
- 補助貨幣損傷等取締法案(内閣送付)
- すき入紙製造取締法案(内閣送付)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

昭和二十二年十一月十日(月曜日)午後一時五十分開會

本日の會議に付した事件

- 請願及び陳情に關する小委員設置の件
- 補助貨幣損傷等取締法案(内閣送付)
- すき入紙製造取締法案(内閣送付)
- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(黒田英雄君) それではこれより委員會を開會いたします。初めにお諮りすることがございますが、只今本委員會に付託されております請願が一件、陳情は二十一件あるものであります。つきましてはこれらの請願、陳情につきましては、専門調査員の方でいろいろ調査研究して貰つておるのであります。委員に直ちに懸けましますのが順序でありますけれども、便宜上小委員會を設けまして、小委員會で一應御審議を願ひまして、そして委員會に御報告を願ひ、御審議を願つた方が便宜かと存するのであります。如何でございますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議がありません。御異議がございません。つきましては小委員の數等につきましては、如何いたしたらよろしいでしょうか。御意見がございましたらお伺いいたしたいと思います。

○波多野君 請願並びに陳情を先ず研究する小委員會の小委員の數は、大體十二名くらいにして、緑風會から四名、社會黨、民主黨、自由黨から各二名、共產黨、無所属から各一名といふくらいの割合にいたしまして、その人選については委員長に一任するの動議を提出いたします。

○西郷吉之助君 今波多野君の意見に、私は緑風會を代表いたしまして賛成いたします。

○委員長(黒田英雄君) 只今波多野委員の御動議に西郷委員の御賛成がございましたが、さうにいたして御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。さうに決定いたします。

人選は後程決定いたしましたして、その委員にお願いする方々に御通知申上げますから、さう御了承を願ひたいと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) それでは本日銀行局長が他に参られるのでありますから、先きに金融機關再建整備法の一部を改正する法律案を議題にいたしましたして御審議を願ひたいと思ひます。銀行局長からこれについて何か補足的の説明がございませぬか。只今申上げましたが、その外に本日御通知申上げておきます補助貨幣損傷等取締法案、すき入紙製造取締法案、これも併せて議題にいたしまして、簡單のようでありますから、この補助貨幣損傷等取締法案、すき入紙製造取締法案を先に御審議を願ふことに變更いたしたいと思います。これについて先般提案の理由説明はあつたのであります。尙理財局長が見えておられますから、なにか補足的に御説明をお願いした方がいかと思ひます。

○政府委員(伊原隆君) 只今委員長からお話ございましたすき入紙製造取締法案、それから補助貨幣損傷等取締法案につきまして、過般提案の理由を御説明申上げたのであります。非常に技術的の法令でございますので、もう一度補足的に提案の理由と、それから現在でございます法令と何處が違つておるかということにつきまして、極く簡単に御説明を申上げさせていただきます。

この間も申上げましたように、補助貨幣の蒐集、鑄造、又は損傷の取締り

に關しまして、昭和十五年の大蔵省令  
と出でております。それからもう  
一つは、すき入紙の製造取締規則と  
いうのがございまして、それは明治二  
十年の七月の勅令で、すき入紙の製造  
を取締ります勅令がございするわけ  
でございます。これは何れも實は勅令  
又は省令に罰則の規定がござい  
ますので、これらの命令の規定に違  
反いたします者に對して罰則をつけま  
すことは、昭和二十二年の法律第七  
十二號といたしまして、命令の規定に違  
反する者に對して罰則をつけるとい  
うことは、今後できないようになりま  
したわけであります。但し経過的問題  
といたしまして、只今の省令と勅令は  
今年の末までは效力を有しますが、今年  
一ぱいで以て命令とか勅令とかの規定  
に違反いたします者に對して、罰則を  
つけるというところはできないようにな  
りまして、今後は荷も罰則をつけま  
すならば、法律で規定をしなければなら  
ないということになりましたわけであ  
ります。然るにこの補助貨幣の蒐集、鑄  
造又は毀損の取締とか、或いはすき入  
紙の製造取締といふことの内容自體は、  
本年一ぱいで止めてしまつてもい  
い問題かどうかということも考えま  
す。やはり今後これ等の取締は續  
けて行かなければならないというよう  
に考えますので、この際大體内容は  
同じでございますが、命令とか勅令と  
かの形で、制定されております現行法  
令を、法律の形に直すという、極く簡  
單な二つの法律でございします。但しこ  
の現在あります省令とか勅令と、それ  
では今度御審議を願つております補助  
貨幣損傷等取締法と、すき入紙製造取締  
法と違ふ點が多少ございしますので

その内容のどこが現在のと違ふかとい  
うことを極く簡単に申し上げます。その  
第一點は、何れも罰則の點でございま  
して、補助貨幣の蒐集、鑄造、毀損の  
取締に關する現在の「大蔵省令」で  
は、罰則が御存じの通りに、三ヶ月以  
下又は百圓以下の罰金ということにな  
つておりますので、今度は一年以下の  
懲役又は一萬圓以下の罰金ということ  
になります。それからすき入紙の製造  
取締法は、現在は十圓以上百圓以下の  
罰金、これは明治二十年の勅令だも  
でありますから、非常に低くなつてお  
りますので、今回は五千圓以下の罰金  
又は六ヶ月以下の懲役ということに罰  
則が變りました點であります。これは  
司法當局でいろいろお調べを願いまし  
て、現在の實際の法令の罰則を研究し  
た上の上で、大體の振合上さうい  
うふうな罰則に改めましたわけであ  
ります。それから内容的には違つた點は  
ありませんが、補助貨幣損傷等取締法  
と、現在ございします補助貨幣の蒐集、  
鑄造又は毀損の取締に關する「大蔵  
省令」で、字句が多少違ひましたの  
は、現在は「地金トシテ販賣シ又ハ使  
用スル目的ヲ以テ補助貨幣ヲ蒐集、鑄  
造又ハ毀傷スルコトヲ得ズ」といふ  
うになつておりますので、今回の法律  
では「地金トシテ」といふうな字を抜  
かしました關係で、多少の字句の整理  
をいたしました。何故「地金トシテ」と  
いふうな字を取りましたかと申し上げ  
ますと、これは法律用語といたしまし  
て、「地金トシテ」といふ言葉は、地金  
といふのは大體今までの法律用語とい  
たしまして、純金又は純銀を稱してお  
ることになつておりますので、例え  
ばアルミ貨幣といふうなものは、多

少合金になつておりますので、これ  
らを鑄造した場合には、罪になる  
かならないかといふうな、裁判官の  
判断の問題として、疑わしい點がござ  
いましたために、「地金トシテ」とい  
う字を取りまして、字句の整理をいたし  
ました點が多少違つておるだけござ  
います。  
それからもう一つすき入紙製造取締  
法の方は、これは只今お手許の方に御  
廻付いたしましたように、この白く透  
き通つておりますのと、黒く透き通つ  
ておるのと二つ透き通つた所が違ひの  
であります。従來の取締法令では、  
黒く透き通りましたものも、白のもの  
も両方とも見本を添えて届出ること  
になつておつたのであります。その  
實際の實益はございせんので、その  
届出制度は止めいたしましたして、黒く  
透き入れた紙の製造、白く透き入れた  
部分は、貨幣とか、日本銀行券とか、  
公債證券等の類似のものだけを取締る  
ようにいたしましたわけでありませ  
ん。現行法と多少違ひました點は、その程  
度でございまして、何れも現在ありま  
す命令又は勅令又は省令等に罰則が  
ついておりましたのを、新憲法の下にお  
きましては、荷も罰則をつけるなら  
ば、法律でやらなければいけないとい  
う趣旨から現在あります勅令、省令を  
法律に變えただけの極めて技術的の法  
令でございします。御参考にお違ひの實  
例があるかといふうなことでござ  
います。現行のすき入紙製造取締規則  
に對します違反の實例は現在の處ない  
ようであります。それから補助貨幣の  
損傷鑄造等につきましても司法省に伺  
いますと、事件になつた奴はちよつと  
ないようであります。なにか二十一

圓だけのアルミ貨幣を集めると五十  
圓の辨當箱ができるといううな實例  
がありました。それ等の鑄つたのこ  
とが警察に報告をさせられたという實  
例があるやうであります。これは別  
に事件になつておらないやうでありま  
す。只今申し上げましたように、事件の  
實例は餘りないやうであります。簡單  
であります。御説明として申し上げます。  
白く透き入れた紙が薄くなつてお  
ります。黒い方は紙を入れてありますの  
で黒く見えるのであります。  
○委員長(黒田英雄君) 何か御質問ご  
ざいせんか。御質問ございせんか  
れば「金融機關再建整備法の一部を改  
正する法律案」につきまして銀行局長  
から御説明を願うことになつたとい  
思ひます。これも先般提案の理由の説  
明はあつたのであります。尙補足的  
の御説明をお願いしたいと思います。  
○政府委員(愛知操一君) 金融機關再  
建整備法の一部改正法律案について逐  
條的に御説明したいと思ひます。  
御参考のために只今謄寫板刷りのもの  
をお手許に配付してございします。あ  
ります。それと法律案とお見較べの  
上お聽きを願えれば仕合せと存じま  
す。  
この改正の法律案は金融機關の再建  
整備をいたします最終の處理の段階  
に入りまして、株主に確定損を負担さ  
せまる場合に、若し未拂込がありま  
する場合にはその未拂込を徴收しなけれ  
ばならないわけでございます。その場  
合における未拂込の資本金の徴收を規  
定いたしましたのがこの改正法律案の  
骨子になつておるわけでありませ  
ん。尙第二點といたしましてここに本案

の大綱という中にも書いてございま  
す。再建整備中に解散する金融機  
關の措置に關する規定も、新たに  
挿入したのでございします。この  
點はむしろ本案といたしましては重  
要性は未拂込資本金の徴收に較べてず  
つと少ないのでございまして、實は再  
建整備中に解散する金融機關というも  
のは、事實問題としてこれは豫想され  
ないのでございします。萬一さうなも  
のがありました場合の法律的な措置を  
念のために規定せんとするものでござ  
います。従いましてこの改正法律案の  
骨子は未拂込資本金の徴收に關する  
諸般の規定である。さういふうちに  
御了解願つて差支ないかと存するの  
であります。條文から申しましてもこ  
に書いてございしますように、第二十  
五條の二から第二十五條の十八まで二  
十五條關係の全部と第五十七條の二と  
殆んど大半はすべて未拂込資本金の徴  
收に關する規定でございします。ここ  
に大綱としてプリントいたしてござい  
ます。未拂込資本金の徴收につ  
きまして大別いたしますと、ここに  
掲げました三つの項目がその内容にな  
つておるわけでございます。逐條的に  
申し上げます。第一、未拂込資本金の  
徴收に關する規定でございます。その  
第一點は未拂込資本金の拂込責任  
の問題でございします。これは指定  
時、即ち昭和二十一年八月十一日午前  
零時といふのが指定時にすでに法律上  
決まつておるわけでございます。その  
指定時に現在いたした株主が  
これを負うところを原則を確立いた  
しまして、その指定時に株主であり  
ました者、それから指定時に新たに  
株主になりました者には拂込の責任は

【議院】

締法と違う點が多少ございまするので

ばアルミ貨幣というふうなものは、多

ないようであります、なにか二十一

尙第二點をいたしましてここに本案

株主になりました者に拂込の責任は

ないというのが第一點でございます。ただ併しながら指定時の後に新たに株式の譲渡を受けた者、即ち指定時の新株主が場合によりましては拂込の催告に積極的に対応したという場合も

があるのでございます。御承知のように特別經理會社と金融機關との拂込の債務は舊勘定に属せしめられますので、すでに制定されておりまして、再建整備法の原則に従いまして、それらは打切整理をされるわけでありまして、

ります。又第二點は新勘定に属する債務の辨濟を禁止する。第三點は再建整備完了後も一般原則によつて清算措置を進行する。かようなことに相成るわけでありまして、

は全部これを削りまして、當時勅令で制定を豫想しておりましたことを、この法律によつて、法律として御制定頂きたいと、こゝういふふうに考へたわけ

ような規定でございます。若し第二新株について申しますならば、その拂込額が二十五圓ある場合、差額は十七圓五十錢になりますので、十七圓五十錢を一錢でもオーバーする金額、

それから第二の點は指定時後の新しい株主が拂込に應じたものという例外的なものを除きましては、すべて指定時の株主が拂込の責任を負うのであります。その責任の態様もその株主が個人であります場合、法人であります場合、又法人の中におきましても、閉鎖機關であります場合、それぞ

以上申し上げました三點の中第一點と第二點が主たる内容になるのでござい

その一つは解散金融機關の清算人の作成いたしました財産目録と貸借対照表並びに債權者に對する債權申出の催告

確定額が四十二圓五十錢に對しまして、拂込済額が四十圓でございますので、その差額二圓五十錢、これを越える額を未拂込として徴収しなければなら

株の金額その他の事項に所要の変更を加えるわけでございます。例えばその他の事項と申しますのは、資本の總額等でございます。その點は商法二百二十五條の規定に照應して決めるわけ

を交付いたします。時期は、減資の効力が発生いたしました期日の後ということになるわけでございます。かようにいたしまして回収いたしました株券に、所要の変更を記載せしめて返還をする、それを以て新株式とするというようなことは、一株の株金額が、先程の例でも申上げましたように、例えば五圓とか七圓とか、商法の要求するところと異つて来る計算になるのでございまして、その變則的な事象は、いづれにいたしましても、すでにできております金融機關再建整備法の第三十一條の第三項によりまして、減資後一ヶ年を限るといふ特殊の短期間の變則的な事項でございしますので、早晩どつちみち株券等の變更を要しますもので、現在の用紙不足等の事態に鑑みまして、かような變則的なことを認めようとしたものでございまして、

それから次は、法律案の二頁の二行目になるのでありますが、この條項の第三項は、減資の効力の發生の時期を譲つておるのでございまして、これは、ここに他の條項をいらくと引ひておるのでございまして、簡単に申し上げますならば、未拂込株金を徴收しない金融機關の場合と、それから未拂込株金を徴收する金融機關との場合に分けて、未拂込株金を徴收する金融機關につきましては、拂込の期日に減資の効力が發生するわけであり、それから未拂込株金を徴收しない金融機關につきましては、株券を發行してある普通の場合には、この條項の第一項の公告によつて明らかとなります。株券の提出期間の満了したときであり、又は農業者その他のごとく株券を發行しておりませんときには、新舊約定の區

分の消滅をした日というふうに規定してあるわけでございます。すべて先程も申しましたように、減資の場合の株券の處理と、或いはその効力の發生の時期といつたようなことを、この二十五條の三では規定いたしておるわけでございます。

次は二十五條の四でございます。第二十五條の四は、指定時の後の新株主に對する催告でございます。冒頭に用いましたごとく、未拂込の徴收の催告を受け、又その責任をしよう者は、指定時の株主でございまして、この第二十五條の四では、指定時の新株主に對しては、拂込に應じない場合には應じさせるといふチャンスと與へると申したのでありますが、その場合を規定しておるわけでございます。従いまして、この法律文のプリント制のもので申上げますならば、三頁の三行目の直ぐ上下が括弧になつております。ちよつと真中に「以外の株主」とありますが、この「以外」というところに意味があるわけであり、即ち指定時において株主として株主名簿に記載されたもの以外の株主に對しては、前條第一項の期間内に決定最終處理方法書に定める當該株式の未拂込株金の拂込をなすべきものを催告しとある通り、指定時後の新株主に對する拂込催告の規定であります。若しその株主が拂込に應じません場合は、その催告が初めからなかつたものとみなしまして、それと同時にその株主は失權をいたしました。又その株式は原則としては指定時の株主に歸屬するわけでありまして、指定時の株主が存しない場合又は指定時の株主が現在失格しておる場合等に、つて未拂込株金徴收金融機關を

れ自體に歸屬せしめるわけでございます。信託の場合とか或いはその他の規定がございしますが、一口に申しますれば、今申したところに盡きるわけでありまして、次は第二十五條の五について申上げたいと思つて、第二十五條はこれは愈々本格的な指定時の株主に對する拂込催告に關する規定でございます。前の規定によりまして毎一回の拂込催告が効力を失いました場合には、その拂込期間の満了後二週間経ちましたときから一箇月以上二箇月以内の範囲内で指定時株主の拂込期日を定めるわけでありまして、そうして拂込の催告をいたすわけでございます。ただ問題になりましたのは、冒頭に總括的に申しましたように、金融機關と特種會社につきましては、現在それら再建整備、或いは企業再建整備等の法律によりまして、現在新舊約定に区分して整理を實行中であるわけでありまして、舊約定に屬する株式の未拂込株金を拂込催告に應じて新舊約定の區分の存続中に拂込むことは、法規上もこれは禁止してあるわけでありまして、又適當でもございせん。従つて金融機關又は特種會社の拂込期日は、その催告が新舊約定の存続中にあつた場合は、その區分が消滅いたしましたから一箇月を経過した場合といたすことになつておるわけでございます。その點がこの二十五條の五の第四項によつてはつきりとしたしておるわけでございます。

次は二十五條の六について申上げます。第二十五條の六は失權の規定でございます。指定時株主に對する拂込催告のありました場合に、その株主が個人又は閉鎖機關である場合には失權を認めるというのが、この規定の骨子でございます。信託等の場合におきましてはやはり委託者が個人又は閉鎖機關である場合には、この原則を適用するわけでありまして、この二十五條の六はただそれだけのことでございまして、注文中もございするやうに、左の各號の一に該當するものである場合において拂込がありません場合には、その株主は拂込の義務を免れ、失權をするといふこととございまして、そのものといふのは、法人以外のもの所有する株式と、閉鎖機關によつて指定された閉鎖機關の所有する株式、要するに個人と閉鎖機關の失權の場合の規定でございます。ここで何故に個人と閉鎖機關だけ失權を認めるような考えをとつておるのかといふことについて簡単に附加して置きたいと思つて、個人につきましてはすでに財産税の負擔等を大きく背負つておることと、株金拂込の負擔力が法人に比して小さいこと、又これ以上特殊の負擔を強制することは酷に失すると考へますのみならず、又これを強制することは却つて全體の再建整備を遅らすといふように考へたからでございまして、それから閉鎖機關につきましては、前にもちよつと申しましたように、閉鎖機關令によりまして特殊の整理を實行中でございます。特殊の整理をやりました結果、他の債務と比較いたしまして株金拂込に應ずる力がある場合はともかくございするが、然らざる場合は特に未拂込株金を優先させることとは不合理であるといふふうに考へましたので、拂込を閉鎖機關側の任意に委せることにいたしましたのでございまして、

次は二十五條の七でございます。二十五條の七の規定は、未拂込株金の強制徴收の規定でございます。本法律案中の一つの重要な點をなしておるものでございまして、第二十五條の七におきましては、法文中もございするやうに、全條各號に掲げられるもの以外のもので、即ち失權を認められない法人その他の場合であります。場合には、その株主が拂込期日まで拂込をしない場合の規定でございます。その際は未拂込株金の拂込をしない株式を、一つは競賣法の規定によつて競賣をする、併しそれだけには限定いたしません。他の方法によつて賣却することも認めるといふことになつておるのでございまして、以下商法の規定が澤山關係して參つておるのでございするが、このプリントの方で御覽頂きますように、その株式の處分につきましては、大體商法の濫納株式處分手續に準じておるのであります。處分の方法は今申しましたように任意賣却を認められておるといふところに特徴があるわけでございます。それから指定時株主から前の株式譲渡人には一切責任を負わせない原則を取つております。又株式を處分して得ました金額が濫納金額に満たない場合、未拂込株金徴收金融機關は、指定時の株主に對してのみ不足額の辨濟を請求し得る、それから濫納株式を處分できません場合は、株主に對してその旨を通知し、その株主を失權させることになつておるのでございまして、それは例えて申しますならば、商法二百四十四條第二項及び第三項の規定の準用といふ場合のことであるわけでありまして、即ち濫納株式の處分によつて得た金額が濫納金額と

次は二十五條の七でございます。二十五條の七の規定は、未拂込株金の強制徴收の規定でございます。本法律案中の一つの重要な點をなしておるものでございまして、第二十五條の七におきましては、法文中もございするやうに、全條各號に掲げられるもの以外のもので、即ち失權を認められない法人その他の場合であります。場合には、その株主が拂込期日まで拂込をしない場合の規定でございます。その際は未拂込株金の拂込をしない株式を、一つは競賣法の規定によつて競賣をする、併しそれだけには限定いたしません。他の方法によつて賣却することも認めるといふことになつておるのでございまして、以下商法の規定が澤山關係して參つておるのでございするが、このプリントの方で御覽頂きますように、その株式の處分につきましては、大體商法の濫納株式處分手續に準じておるのであります。處分の方法は今申しましたように任意賣却を認められておるといふところに特徴があるわけでございます。それから指定時株主から前の株式譲渡人には一切責任を負わせない原則を取つております。又株式を處分して得ました金額が濫納金額に満たない場合、未拂込株金徴收金融機關は、指定時の株主に對してのみ不足額の辨濟を請求し得る、それから濫納株式を處分できません場合は、株主に對してその旨を通知し、その株主を失權させることになつておるのでございまして、それは例えて申しますならば、商法二百四十四條第二項及び第三項の規定の準用といふ場合のことであるわけでありまして、即ち濫納株式の處分によつて得た金額が濫納金額と

は、過つて未拂込株金徴収金融機関を  
個人又は閉鎖機関である場合には失権  
でございます。

建約金の合計額より多かつた場合は、その超過額は株主に戻すという規定が、商法第二百四十四條第二項の規定でございますが、その點におきましてはこれを準用しておるわけでございます。それからこの法律案の第三項、即ち八頁の二行目以下に書いてありますところの商法と非訟事件手続法の規定というのが準用されておりますのは如何なる場合かと申しますると、これは會社整理の場合の株金の拂込に關して認められた簡易手続による強制執行の手続でございます。即ち強制執行は通常の方法によりまする場合は、裁判所の判決を受けて、執行文を附した判決の正文に基かなければこれをなし得ないわけでございますが、多數の株主を相手としてこのような手続を取ることは、實際問題としてできませんので、煩に堪えませんが、簡易な催告手続を經まして、株主の表によりまして裁判所の認可を得て強制執行がなし得るといふようなことに相成る議でございます。

次に第二十五條の八について申上げたいと思つて、第二十五條の八は金融機関指定時株主が金融機関である場合の特例でございます。即ち金融機関たる指定時株主が未拂込株金の徴収の催告を受けた場合、その規定をここに出したのであります。ここに第一項に、九頁の一行目でございますが、「當該金融機関に對し第二十四條第一項第七號云々の規定の適用があるときは、一、書いてございませぬが、これは金融機関再建整備法の本法によりまして御承知のごとく確定債がございませぬ場合に、その損を誰がどういふふうに負擔するかというところが一號から十號までに互つて、極めて詳細に規定されている譯でございます。例えば益金があります場合に先ず益金がこれを負擔する、次は積立金、次は資本金の九割、次は法人の大口預金の割合といふようなことを切捨てまして、いわゆる預金その他の債務の七割の切捨計算がなされる譯であります。それから四條第一項七號又は第九號の規定の適用があるときでありまして、この第七號によりまして、初めて未拂込株金を徴収しなければならぬ。それが確定債の負擔をするという順序がここに現われて来る、その場合を言つておるのであります。かかる催告を、金融機関たる指定時株主が受けました場合におきましては、金融機関再建整備法の規定に従ひまして、先程も申しましたように、その拂込債務の切捨整理をいたすのでございます。金融機関が未拂込株金の催告を受けました場合には、その額につきまして、拂込催告額についての切捨額の計算をいたしまして、それに相當するだけの株式について失権をするということになる譯でございます。これが即ち法文で申しますると、催告のあつた株式を、株式を發行した者、株式の種類及び拂込催告額の異なるものごとに区分し、「その異なるものごとに」といふことがこの法律に書いてある譯でございます。そしてその区分の異なることに應じて確定債の整理負擔額を計算する。而も計算した額を、當該区分に屬する株式の一株あたりの拂込催告があつて除して得た數の當該区分に屬する株式について失権をするというのがこの規定されてあるのでございます。これを極く簡単に單純な例で申上げますならば、拂込催告額が二十圓のもの、而もその株式が種類の異なる同一種類の株式につきまして、拂込催告額が二十圓でありまして、その株の數が四株について考えますならば、損失の負擔額は四十八圓となる譯でございます。その四十八圓を二十圓つづで割りますと、株の數は二・四株となるのであります。これを一以下の端數がある時は端數を切上げて三に切上げて三株だけ失権をするということになるわけでありませぬ。尙又ここに区分の異なる毎に區分するとありますのは、發行いたしました金融機関の別、それから株式の種類というの優先株、未拂株、議決権のない株といった種類の株であります。それから催告額が異なるというものについては特に申上げる必要もないかと思つてあります。要するに今申しましたように同一の区分の株であつて、確定の損失の負擔總額を出しまして、その總額を拂込催告額で割りました株式の數、それに一以下の端數がある時にはその端數を切上げてその株式について失権するということになつてゐるわけでございます。非常にこういふことはややこしいのであります。尙又必要に應じましては詳しい説明によりまして御説明いたしたいと考へます。第二十五條の九は只今申しました金融機関の場合と大體同じでございます。特に會社が指定時の株主でありまして、未拂込株金の催告を受けた場合でございます。即ち指定時株主特經會社が拂込催告を受けました場合において、當該特經會社が債權の切捨整理をしなければならぬ場合は、各株式の拂込債務について各株毎に損失負擔率を乘じて、これを切捨てることの代りに、同一区分に屬する株式は一括してその区分に屬する株式の數に損失負擔率を乘じて得た數の株式を失権整理するということが簡易なる方法によつて失権の株式を決めよう、こういふ考でございます。その趣旨なり、立法の必要性は第二十五條の八と全く同様でございます。それからこれは金融機関が指定時に所有いたしました特經會社の發行した株式について未拂込の催告を受けて失権整理を認められるのでございますが、それ以外の株式については催告額的全額拂込に應じなくてはならないということでございます。

それから第二十五條の十一は打切り整理と舊勸定の關係を書いたものでございまして、金融機関が最終處理の完了、即ち新舊勸定の区分が消滅いたしました後に未拂込株金の拂込催告を受けました場合には、最終處理完了前に拂込催告を受けた場合と同様に失権整理をするという規定でございます。これは金融機関が新舊勸定の区分が消滅した後に催告を受けますと、新勸定でこれを全部負擔しなければならぬといふことに一應はなるわけでございます。左様なことになりますると早く金融機関が整理をいたしたものが却つて負擔が重くなる。再出發いたした金融機関に對して後から拂込催告があつた場合には特にそういつたやうな不利があるというのでは全體の均衡を失しまするので、最終處理完了前に拂込催告を受けたのであつたらうという程度にだけ、これは失権を整理するといふことにいたしましたわけでございます。

それから次に第二十五條の十二は打切り整理と舊勸定の關係を書いたものでございまして、二十五條の十三でございます。二十五條の十三に書きましたように、三つの場合がございまして、指定時株主が失権した株式は、未拂込株金徴収金融機関を自己に歸屬するといふことをその一つとして認つてございませぬ。それから第二點は、すべて株主の失権によつて未拂込株金徴収金融機関に歸屬した株式は、決定最終處理方法書に定めるところにより、競賣その他の方法によつて、處分しなければならぬといふのが第二點でございます。又第三點は、指定時株主、閉鎖機関が失権した株式については、一定の日まではその株式の拂込催告額に相當する金額で、買戻しができるとございませぬ。でこの點は先程も申上げましたように、閉鎖機関の整理手續が完了しない間は、拂込の事業を閉鎖機関としては持ちませぬので、止むなく失権することになります。

で、一定の整理段階に達するまでに、買戻しの期間を閉鎖機関に認めておこう、こういうのがこの第三點の立法の趣旨になつておるわけでございます。

次は二十五條の十四でございますが、二十五條の十四は、指定時の株主でありまるところの閉鎖機関が、前條の規定によりまして、失権をした場合に、その閉鎖機関には議決権を残してやりたいと、失権によりまして發行した金融機關の自己株となつた當該の株式につきまして、商法第二百四十一條の規定に拘らず、即ち自己株については、議決権を有しないという規定があるに拘らず、議決権を存在させたという規定でございます。そうしてその議決権の行使を當該閉鎖機関の特殊整理人に委任をするということにしたいと考へたわけでございます。

それから次は二十五條の十五でございますが、これは指定時後に新たに株主となりましたものが、拂込の催告を受けました場合は、必ずしも拂込に應じなくてもよいことになつております。これは、先程申し上げた通りでございます。併しながら拂込に應じない場合には失権をいたしました、その株式は指定時株主に歸屬するのであります。併し、それによりまして生ずるところの損害を前の譲渡人について求償することができるとして、求償によつてこれを保護しようということでございます。この規定は順次指定時株主にまで遡つて行くわけでございます。ただ併しながら法人の場合と、それから證券業者という上なる専門の人、或いは又私共、その他この立案當時に參與いたしました、かかる事象が起ることを

豫め豫知し得る地位におつた者というような者については、こういう求償権を認めてやる必要がありませんので、それらの者はここに省いたわけでございます。それ以外の者については、順次前の譲渡人に對しまして、だん／＼と求償させることを認めたわけでございます。尚ここに五月十三日と書いてありますのは、五月十三日當時、關係方面とかかる種類の交渉がまとまつた日でございます。その日以後におきましては、すべての人が先づかういふことを豫知し得たであらうという、その時期にここに一線を劃したわけでございます。

それから第二十五條の十六は、民法、商法の相殺の規定を排除いたしまして、特例を設けたものでございませぬ。即ち商法二百條の二項の規定によりますれば、株券の拂込については、相殺は認められませぬ。對抗し得ないことになつておるのであります。が、債權整理に伴う未拂込株金の拂込については、相殺を認めるというものが第一點であります。

第二點は、相殺は民法第五百五條によりまして、辨濟期の到來したもので、兩方共なければならぬわけでありませぬ。この場合には、辨濟期前の債權を以てしても對抗し得る。未拂込株金の拂込について相殺することができるといふ規定をいたしたものが第二點でございます。いずれもここに條文中に明かしてありますように、商法第二百條第二項その他の規定の關連をここに臨つてあるわけでございます。

次は第二十五條の十六で、この相殺を認めた理由であります。これは株金の拂込は、現實に金銭を以てなされるというところは當然の原則でございます。併しながら株主に現金がない場合、強いて現金徴集を原則とするといふことになつた場合には、株金の徴收を困難ならしめるし、又再建整備を自己負担を遅延させる虞れがあるの、かかる特例を認めて頂くことを適當と考へたわけでありませぬ。

それから第二十五條の十七でございますが、これは未拂込株金の拂込につきまして、相殺を前條で認める外に、更に國債、地方債その他の有價證券を以ても、その拂込に充て得る特例を設けたのであります。これまたその立案の趣旨は、先程申し上げました相殺の規定を置きましたのと全く同様でございます。

それから次は二十五條の十八でございますが、これもまた商法の規定の適用を、再建整備法に基きましては、原則として排除しまして、必要ある場合には、これを準用するに止めざるを得ないと思つて、本條においては、商法未拂込株金徴收に關する規定の適用排除をここに規定いたしましたのであります。これについては、他に附け加えることもございませぬ。

次は第五十三條の二でございますが、第五十三條の二は、冒頭にちよつと申しました如く、株式會社たる金融機關が再建整備中に解散した場合でありませぬ。再建整備法の規定の適用は、あるのでございませぬ。その再建整備は、再建整備法の完了、即ち新舊勘定區分の消滅いたしました後に行われることなるのであります。新勘定については、清算の準備的措置はとつておく必要がございませぬので、財産目録なり、貸借對照表の作成なり、債權者に對する

債權申出の催告に關する商法の規定は、新勘定について働くというところを規定したわけでございます。次は第五十三條の三でございますが、第五十三條の三は、解散金融機關に關する只今の規定と關連するものでございまして、解散金融機關の自主的の清算措置が、再建整備法及び最終處理完了後に行われることなるのであります。それから、それまでは、新勘定に屬する債務の經濟を停止せしめる必要があるわけでありませぬ。ここに擧げました、金融機關經理應急措置法第十六條は、舊勘定債務經濟の禁止の規定でありませぬ。この十七條は、債權特定を禁止の規定でありませぬ。これらの規定を解除金融機關の場合の新勘定の規定に準用したのであります。

最後に五十七條の二は、信用組合、農會、漁業會等いわゆる組合組織の金融機關の會員又は組合員が未拂込出資金の拂込催告を受けてこれを免れて失権をいたします。併しながら他の金融機關の場合と異りまして、これらの組合員又は會員というものは資金の貸付を受ける權利なり或いは施設の利用なり商品の購入といった別個の金融機關として特殊の地位を持つておりますので、失権をいたしました株式會社である金融機關に對する場合と異りまして、失権をした後六ヶ月間を限つてその特權を享受することを認めよう、こういう趣旨でございます。

定してある有價證券業者を以て有價證券業者とすることにしようとしたのであります。大體長くなりましたのであります。以上を以てまして逐條的の説明を終ります。

○委員長(黒田英雄君) 五十七條の二は、この前指定機關の何か一部改正がありましたね、この議會に出たあれと同じようなものですか、どういふ關係があるのですか。  
○政府委員(愛知探一君) 趣旨は全く同じであります。あれは新勘定増資のことを規定しております。趣旨は同じことでありませぬ。

○委員長(黒田英雄君) あれは解散した場合ですか。  
○政府委員(愛知探一君) はい。  
○委員長(黒田英雄君) この法案につきまして、御質問がございませぬならば、お願いしたいと思います。大體複雑なので……  
○西郷吉之助君 今日はいこれで打切つたらどうですか。  
○委員長(黒田英雄君) それでは本日はこの程度にいたしました。尚御研究を願ひまして、この次に御質疑をお願いいたします。本日はこれにて散會いたします。

午後三時四分散會  
出席者は左の通り。  
委員長 黒田 英雄君  
理事 波多野 鼎君  
委員 下條 恭兵君  
森下 政一君  
玉屋 喜章君  
木内 四郎君  
尾形六郎兵衛君  
深川タマエ君

たしまして、かかる事能が起ることを金の拂込は、現實に金銭を以てなされ

貸借対照表の作成なり、債権者に對す

行に至るまでは有價証券取締法に規

尾形六郎兵衛君 深川タマエ君

星 一君  
小林米三郎君  
小宮山常吉君  
西郷吉之助君  
高橋龍太郎君  
中西 功君  
川上 嘉君

政府委員  
大藏事務官 伊原 隆君  
（理財局長）  
大藏事務官 受知 揆一君  
（銀行局長）

十一月八日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、企業再建整備法の一部を改正する法律案（豫第七十六號）  
一、企業再建整備法の一部を改正する法律案（豫第七十七號）

企業再建整備法等の一部を改正する法律案  
第一條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第七條第二號」を「第七條第一項第二號」に改め、同條第二項中「及び昭和二十一年商工省令第一號第一條第一項の規定による経営者又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による経営者等である特別經理株式會社」を「昭和二十一年商工省令第一號第一條第一項の規定による経営者又は昭和二十一年運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による経営者等である特別經理株式會社及び昭和二十二年農林省令第一號第一條又は第二條

の規定による指定施設又は指示施設を經營し、又は權原に基いて占有する者である特別經理株式會社」に、「法令に基いて認可」を「法令に基いて認可又は許可」に、「法令に基いて認可の申請」を「法令に基いて認可又は許可の申請」に改める。

第六條第三號中「會社の事業計畫及び資金計畫並びに役員の名簿」を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地及び役員の名簿（これらの事項につき現在のものとなつたものとの間に變更がある場合においては、その旨）並びに第二十九條の六第三項の規定に定められた役員任期」に改め、同條第四號中「解散の時期」の下に、「清算人の氏名」を加え、同條第六號中「事業計畫及び資金計畫並びに株主、役員及び債権者の氏名又は名稱」を「商號、目的、資本金額並びに本店及び支店の所在地」に、同條第七號中「計畫書の大要、株主及び役員の名簿又は名稱第十條の規定による債務の承継に關する事項」を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地、役員の名簿及びその任期、經營を委任する營業の範圍、貸貸し、又は譲渡する資産及びその價額、第十條の規定による債務の承継及び資産の譲渡に關する事項、第三十四條の四第三項又は第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に關する事項」に、同條第十號中「及び特別損失」を「特別損失」に、「並びに第八條

の規定による評價換に關する事項」を、第八條の規定による評價換に關する事項及び第三十四條の四第一項の規定により留保する積立金の額」に改め、同條第十八號を次のように改める。  
十八 前號に規定する資本の減少の場合の外、存續する場合において、資本を減少するときには、その旨並びに株主の選擇により、株金額の拂戻に代へて、又は株式の消却の際支拂ふべき金額の支拂に代へて、株主に第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）の株式を交付するときには、その旨及びその株式の交付價格  
同條第十九號を第二十二號とし、第十八號の次に左の三號を加える。  
十九 解散する場合において、株主の選擇により殘餘財産の分配として株主に第二會社の株式を交付するときには、その旨及びその株式の交付價格  
二十 資本の増加に關する事項並びに第二十九條の三第一項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に關する事項又は新株の引受權の内容及び第二十九條の四の規定によるその引受權の譲渡に關する事項  
二十一 特別經理株式會社の事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項  
同條に左の一項を加える。  
整備計畫には、左に掲げる事項について記載した書類を添附しなければならぬ。

ければならない。  
一 存續する場合には、今後の會社に事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱  
二 合併をする會社の一方が合併後存續する場合には、存續する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱  
三 合併に因り會社を設立する場合には、設立する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱  
四 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する場合には、第二會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債権者の氏名又は名稱  
五 會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の辨濟その他の處理の計畫に關する事項  
六 整備計畫を行ふに關する事項  
七 その他命令の定める事項  
第十條第二項中「前項の債務の承継」を「第一項の規定による債務の承継及び前項の規定による資産の譲渡」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。  
特別經理株式會社は、前項の規定により債務を承継する者に對し、當該債務の額に相當する資産を譲渡しなければならぬ。

第十三條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、第五條第一項の規定による整備計畫の認可を申請する場合において、利害關係人が當該特別管理人に對し當該整備計畫に定める事項と異なる意見を文書により表明したときは、その意見の内容を當該整備計畫に附記しなければならぬ。  
第十四條第一項中「第六條第十號」を「第六條第十號」に改め、「當該整備計畫に記載した書類」の下に、「同條第二項に掲げる事項を記載した書類及び主務大臣の定める經理に關する書類」を加え、同條第二項中「株主及び債権者」を「利害關係人」に改める。  
第十五條第二項中「申出のあつた場合において」を「申出のあつた事項について」に改め、「認可することができる」の下に、「同項の規定による申出のない場合においても、株主又は債権者の權利に直接關係のない事項について、同様である。」を加え、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。  
主務大臣は、前項に規定する場合の外、會社經理應急措置法及びこの法律の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第六條、第一項に掲げる事項で當該整備計畫に定めないものを追加して認可することができる。

第十六條中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第七

第七

第十七條第一項中「ふたたび整備計畫の」を「同條の規定により認可を申請した整備計畫につき」に、「その解散を命ずることができ」る。」をその解散を命じ、又は當該會社の特別管理人に對し期限を定めて第五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができ」る。」に、「同條第二項中「前項の規定による命令」を「前二項の規定による解散命令」に、「同項の規定による命令」を「その命令」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社の特別管理人が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十八條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に、「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改める。

第十八條の二第一項中「第十五條第一項又は第二項の規定による認可」を「前條の規定による公告」に、「同條第三項中「異議のある」を「異議のある指定時後當該特別經理株式會社の新勘定の負擔となつた債務の」に改める。

第十八條の三 決定整備計畫中第十五條第二項後段又は第三項の規定により變更して認可せられた事項に關し異議のある當該特別經理株式會社の特別管理人を

他の利害關係人は、第十八條の規定による公告の日から一箇月以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができ

主務大臣は、前項の規定による申出のあつた場合において必要があるとき認めるときは、當該特別經理株式會社に對して、當該申出に係る事項について整備の實行を停止することができ

主務大臣は、第一項の規定による申出について正當の事由があると認めるときは、遅滞なく、自ら決定整備計畫を變更し、又は當該特別經理株式會社の特別管理人に對し第二十條の規定により決定整備計畫の變更の認可を申請すべきことを命じなければならぬ。

第十八條の規定は、前項規定により主務大臣が決定整備計畫を變更した場合に、これを準用する。

第十九條第一項中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に、「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第二十條第一項中「特別管理人」の下に「第四十七條の二第三項の規定による申請に對し認可のあつた場合には、取締役又は清算人」を加え、同條第二項中「第十四條乃至第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十八條の三」に改める。

第二十一條第二項中「第十四條、第十五條、第十八條、第十八條の二」

を「第十三條の二乃至第十五條、第十八條乃至第十八條の三」に、同條第三項中「第十五條第三項」を「第十五條第四項」に改める。

第二十二條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改め、「以下同じ」の上段に「第三十六條第一項第一號の場合を除くの外」を加える。

第二十四條中「第六條第七號乃至第九號」を「第六條第七號乃至第九號」に改める。

第二十六條第一項中「第十九條の規定により消滅した債權額」の下に「(第二十九條の三の規定により會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權)の一項の舊債權の債權者に交付せられる金銭のある場合においては、當該債權額から當該金銭の額を控除した額」を加え、「會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權」を「同項の舊債權の債權者」に改め、同條第二項中「前項の規定による」を「第一項の規定による」に、「同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を」を「前二項の規定により債權者又は株主に歸屬せしめる額」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、前項の規定に該當する場合において、同項の規定による超過額から同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を控除してなほ殘額があるときは、その殘額に相當する金額を、決定整備計畫の定める方法により、株主の負擔額として計算せられる特別損失の額につき第三十四條第二項の規

定により減少された資本の額の限度において、株主に歸屬せしめなければならない。

第二十七條中「及び昭和二十一年海關省令第三十二號を」昭和二十一年海關省令第三十二號及び

昭和二十二年農林省令第一號に改める。

第二十九條第一項中「又は定款の定」を「定款の定又は既存の契約條項」に改め、同條第二項を次のように改める。

決定整備計畫の定は、特別經理株式會社の株主、第二會社の發起人、株式引受人及び株主並びに特別經理株式會社の債權者を拘束する。

前項の規定は、第十八條の二第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定により同條第一項の期間内に異議を述べた債權者に對する同條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による高法第百條第三項の規定の準用を妨げない。

第二十九條の二 第六條第一項第十一號、第十八號又は十九號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、當該決定整備計畫の定により、會社經理應急措置法第十四條第二項の舊債權の條件又は株主權利は、變更せられる。

たときは、商法第二百八條第一項及び第二百九條第三項の規定は、株主が受くべき第二會社の株式及びその株券について、これを準用する。

第二十九條の三 特別損失の額について株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者の負擔額の計算をする特別經理株式會社の資本増加に當り額面以上の價額を以て株式を發行する場合においては、新株の引受人とならない當該の株主又は債權者、當該特別經理株式會社に對して、その額面を超える金額から株式の發行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計畫に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができる。但し第二十九條の四第一項の規定によりその新株の引受額を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

前項の規定により、債權者に對し交付せられる金銭は、第十九條の規定により消滅した債權の額を超えることができない。

商法第二百八十八條第二項の規定は、第一項の規定により交付せられる金銭の額について、これを適用しない。

第一項の規定により株主又は債權者に對して、金銭を交付しようとするときは、特別經理株式會社は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第二十九條の四 特別經理株式會社の資本増加に當つては、決定



整備計畫の定めるところによ  
り、株主又は會社經理應急措置  
法第十四條第一項の舊債権の債  
權者は、新株の引受權を他に讓  
渡することができる。

第二十九條の五 第二會社に出資  
又は讓渡された資産につき工場  
財團その他の財團を設ける場合  
において、財團目録を調製しよ  
うとするときは、第二會社の設  
立又は資本増加の登記の日から  
一年を限り、政令の定めるところ  
により、その財團を組成すべ  
き機械、器具その他の附屬物に  
ついては、これを一括して表示  
することができる。

民法第九十二條乃至第九十  
四條の規定は、前項の規定に  
より同項の財團目録に一括して  
表示された物件が第三者に引き  
渡された場合に、これを準用す  
る。

第二十九條の六 特別經理株式會  
社の役員又は解任は、商  
法第二百五十四條第一項及び第  
二百五十七條(同法第二百八十  
條において準用する場合を含む。  
。)の規定にかかわらず、特  
定の役員を選任又は解任しよ  
うとする旨を整備計畫に定めると  
ころにより、これを行ふことが  
できる。

前項の規定による選任又は解  
任は、第十五條第一項乃至第三  
項の規定による認可の日に、そ  
の效力を生ずる。

第一項の規定により選任され  
る特別經理株式會社の役員の内  
期は、整備計畫において、これ

を定めなければならない。但  
し、その任期は、前任者の残任期  
間(法令若しくは定款に任期の  
定めない場合、前任者の残任期  
間が六箇月に満たない場合又は  
前任者が任期満了により退任す  
べき場合においては、六箇月)  
を超えることができない。

第二十九條の七 解散する特別經  
理株式會社の清算人として決定  
整備計畫に定められた者は、商  
法第四百十七條の規定にかかは  
らず、當該特別經理株式會社の  
清算人となる。

第三十一條中第六條第七號を  
「第六條第一項第七號」に改める。  
第三十四條第二項中「を下らな  
い額及び同條第四項中「同法第三  
百七十七條乃至第三百七十九條の  
規定に準じ、」を削り、同法第八  
項中「資本の減少」の下に「及び第  
四項の規定による株式の併合」を  
加え、同條第五項を削る。

第四章中第三十四條の次に左の  
六條を加える。  
第三十四條の二 第二會社を設立  
し、又は第二會社に資産を出資  
若しくは讓渡する特別經理株式  
會社は、第十五條第一項乃至第  
三項の規定による認可を受けた  
日以後退職する役員又は従業員  
(以下退職者といふ。)に對して  
は、法令の規定、定款の定又は  
契約の條項にかかはらず、退職  
金を支給してはならない。

前項の規定する特別經理株式  
會社は、同項の規定にかかはら  
ず、退職者であつて第三十六條  
第一項第一號但書の規定による

退職定及び新勘定の併合の日ま  
でに第二會社の役員又は従業員  
にならなかつた者に對して、そ  
の翌日以後退職金を支給するこ  
とができる。

前項の規定により支給する退  
職金には、退職の日以後の利息  
を附することができる。

第三十四條の三 前條第一項に規  
定する特別經理株式會社の退職  
者であつて第十五條第一項乃至  
第三項の規定による認可の日以  
後第三十六條第一項第一號但書  
の規定による退職定及び新勘定  
の併合の日までに第二會社の役  
員又は従業員となつた者の當該  
特別經理株式會社における役員  
又は従業員としての在職期間  
は、退職金の計算については、  
これを當該第二會社における役  
員又は従業員としての在職期間  
とみなす。

第三十四條の四 特別經理株式會  
社は、決定整備計畫の定めると  
ころにより、會社經理應急措置  
法第五條の貸借對照表の負債の  
部に計上した積立金のうちで、  
第十五條第一項乃至第三項の規  
定による認可の日において當  
該特別經理株式會社の従業員  
であつた者に對して當該特別經  
理株式會社又は第二會社が退職  
金を支給するため留保を必要と  
する金額を定めることができる。

前項の規定により定められた  
金額は、第三條の規定にかかは  
らず、同條第二號の金額中に、  
これを合計することを要しな

い。  
第一項の規定により留保すべ  
き積立金の金額を定めた場合に  
おいて、當該特別經理株式會社  
は、決定計畫の定めるところに  
より、第二會社に對し當該積立  
金の全部又は一部の金額に相當  
する資産を讓渡しなければなら  
ない。

前項の場合において、第二會  
社は、同項の規定により譲り受  
けた資産に相當する金額を商法  
第二百八十八條第一項の規定に  
よる準備金に同項の額に達する  
まで組み入れ、又はこれを積み  
立てなければならない。

第三十四條の六 特別經理株式會  
社が第三十四條の四第三項若し  
くは前條第一項の規定により第  
二會社に讓渡した資産に相當す  
る金額又は第二會社が第三十四  
條の四第四項若しくは前條第二  
項の規定により積み立て、若し  
くは組み入れた金額は、法人税  
法による各事業年度の普通所得  
又は地方税法により營業税を課  
する場合における各事業年度の  
純益の計算上、これを損金又は  
益金に算入しない。

第三十四條の七 特別經理株式會  
社が、決定整備計畫の定めると  
ころにより、會社經理應急措置  
法第十四條第一項の舊債権に對  
する債務の履行として社債を取  
得せしめるため、社債を發行す  
る場合においては、當該社債の  
額は、商法第二百九十七條の規  
定の適用については、社債の總  
額中に、これを算入しない。

第三十五條第三項中「第九條第  
二項、」を削り、「及び第十五條第  
二項」を、「第十五條、第十八條の  
二第三項(合併に關する部分を除  
く。)」及び第四項、第十八條の三  
並びに第三十四條第二項乃至第七  
項に、「前二項」を「前三項」に改  
め、同條第四項及び第五項を削

ることができる。  
前項の場合において、第二會  
社は、同項の規定により譲り受  
けた資産に相當する金額を商法  
第二百八十八條第一項の規定に  
よる準備金に同項の額に達する  
まで組み入れ、又はこれを積み  
立てなければならない。

り、同條第二項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、第一項の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該申請事項を記載した書類を當該會社の本店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しななければならない。

第三十五條の二 前條第一項の規定により認可を申請した特別經理株式會社は、同條第四項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合には、前條第四項において準用する第十五條第四項の規定により不認可の處分を受けたる理由に基き、所要の修正を加へ、不認可の處分の日から一箇月以内にあつたためて前條第一項の規定による認可を申請しなければならぬ。

第三十五條の三 主務大臣は、第三十五條第一項の規定の適用を受ける特別經理株式會社が、同項の命令の定める期間内又は前條の期間内に認可を申請しない場合及び同條の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合に、第二十一條第三項の規定の適用を受ける特別經理株式會社の特別管理人が、同項の期間内に認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計畫につき不認可の處分を受けた場合には、當該會社に對し、その解散を命じ、又は期限を定めて第三十五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができ。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社が同項の規定による期限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十七條第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第三十五條の四 特別經理株式會社は、第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可があつた場合には、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該認可事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しななければならない。

第三十五條の五 第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた特別經理株式會社が、第三十四條第二項の規定により資本を減少する場合においては、商法第三百四十二條第一項の規定にかかはらず、株主總會の決議を経ることを要しない。

第二十七條第一項(同條第二項)において準用する場合を含む。( )の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

第三十五條第一項の規定による認可を受けた特別經理株式會社においては、その認可を受けた日

第三十五條の三第一項(同條第二項)において準用する場合を含む。( )の規定により解散を命ぜられた特別經理株式會社においては、その解散の日

五 閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた特別經理株式會社においては、その指定を受けた日同條に左の一項を加える。

第一項第五號の規定による舊勘定及び新勘定の併合については、命令を以て別段の定をすることができ。

又は第二項(第十五條第一項乃至第三項)、「第十七條第一項又は第三十五條第一項(同條第二項)において準用する場合を含む。」又は第三十五條の三第一項(同條第二項)において準用する場合を含む。( )の規定による解散命令に改める。

第四十六條中「勅令を」政令に改める。

第四十七條の二 特別經理株式會社の特別管理人は、決定整備計畫の全部の實行を終る日まで決定整備計畫中第六條第一項第八號、第九號、第十五號及び第二十號に定める事項の實行に關し、當該特別經理株式會社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は當該特別經理株式會社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することができる。

特別管理人は、前項に規定する事項に關し決定整備計畫に違反する行為があつたことを知つたときは、遅滞なく、主務大臣に、これを報告しなければならぬ。

特別經理株式會社は、決定整備計畫の全部の實行を終る日前においても、前二項の規定の適用を必要としないと認めるときは、主務大臣に前二項の規定の適用の除外を申請することができる。

條第二項の規定は、これを適用しない。

第四十九條の二 主務大臣は、昭和二十二年法律第五十四號(私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律)第十五條又は第十六條に規定する事項(特別經理株式會社と第二會社との間においてなされる場合を除く。)について定をなす整備計畫について、第十五條第一項乃至第三項の規定による處分をなす場合には、公正取引委員會の意見を求めなければならない。

第五十三條第二項中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第五十四條の二第二項中「第一號」の上に「第一項」を加え、「及び第十五號乃至第十七號」を、「第十五號乃至第十七號及び第二十號並びに第二項第五號」に、「第八條第二項」を「第十條第二項及び第三項」に改め、「第二十九條」の下に「第二十九條の二(會社經理應急措置法第十四條第一項の舊價額の條件に關する部分を除く。)、第二十九條の五」を、「第三十一條、」の下に「第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項、第三十四條の六、第四十條の三、」を加え、「並びに第四十九條」を、「第四十九條並びに第四十九條の二」に、「第六條第七號」を「第六條第一項第七號」に改める。

第五十六條第二號中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改める。

條第一項の規定による認可を申請するときは、認可の申請を怠つたとき、又は第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたとき」に改める。

第七號を次のように改める。

第四十五條中「第十五條第一項

條乃至第二十二條及び第二十三

條を第一項の「第十條」に改める。

第五十八條中「第十六條又は」を「第十六條若しくは」に、「認可の申請を怠つたとき」を「認可の申請を怠つたとき、又は第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたとき」に改める。

第六十條第一號中「第二十條第二項」の上に「第十八條の三第四項、」を、「第三十七條第一項」の上に「第三十五條第三項、第三十五條の四、」を加え、同條第二號中「又は第十八條」を「第十八條、第三十五條第三項又は第三十五條の四」に改め、同條第五號中「又は第五項」を削り、「なき」を「なきないとき」に改め、同條第七號中「第四十一條第一項」の上に「第四十條の三又は」を加え、同條中第六號及び第七號を夫、第十一號及び第十二號とし、第五號の次に左の五號を加える。

第六 第三十四條の二第一項（第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して退職金を支給したとき

七 第三十四條の四第五項の規定に違反して積立金を使用したとき

八 第四十七條の二第一項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

九 正當な事由がなく、第四十七條の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

十 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

第二條 會社經理應急措置法の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「新勘定に所屬する會社財産が、鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬してゐる場合には」を「鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の一部を新勘定に所屬せしめる場合には當該會社財産は」に改め、同條第三項乃至第五項を次のように改める。

特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特權、質權若しくは抵當權は、その目的であつた會社財産について消滅せず、又は前項の會社財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所有に歸した場合又は同項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ、若しくは第三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當權とこれらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬せしめられた後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、同項の先取特權、質權又は抵當權は、舊勘定及び新勘定の併合において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、當該特別經理株式會社の總財産について、他の債權者に先立つて當該質權（企業再建整備法第十九條第一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の質權）の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。

同條第一項の次に左の一項を加える。

鐵道財團、工場財團、鑛業財團、鐵道財團、軌道財團、運河財團、漁業財團、又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の全部が新勘定に所屬せしめられた場合においては、當該財團は、抵當權の消滅により消滅することはないものとする。

第三條 昭和二十二年法律第八號（有價證券の處分の調整等に関する法律）の一部を次のように改正する。

第十一條の二 特別經理株式會社の株主又は債權者は、企業再建整備法第二十九條の四の規定による新株の引受權の譲渡を協議會に委託することができる。

第十二條中「前條」を「第十一條」に改め、「支拂はなければならぬ」との次に「前條の規定により、協議會に對し、權利の譲渡の委託をする者も、また同様とする。」を加える。

第十二條の二 協議會は、指定證券を發行する會社及び第十一條

の二の規定により協議會が譲渡の委託を受けた權利に係る新株を發行する特別經理株式會社に對し、その業務及び財産の狀況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十條中第三號を第四號とし、第二號の次に左の一號を加える。

第三十二條の二の規定による報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、會社經理應急措置法第十二條の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前企業再建整備法第五條第一項、第二十一條第一項又は第五十四條の二第一項の規定により認可を申請した整備計畫は、同法第六條第一項の改正規定により定めた整備計畫及び同條第二項の改正規定によりこれに添付した書類とみなす。

この法律施行前改正後の會社經理應急措置法第十二條第二項に規定する財團に屬する會社財産の全部又は一部が、當該會社以外の者の所有に歸し、當該財團以外の財團に屬せしめられ、その他第三者の權利の目的となつた場合において、同項の改正規定は、當該會社財産については、これを適用しない。

企業再建整備法の一部を改正する法律案  
企業再建整備法の一部を次のように改正する。  
第二十七條中「昭和二十年勅令第六百五十七號」の上に「臨時石炭鑛業管理法、」を加える。

附則

この法律は、臨時石炭鑛業管理法中行政官廳の認可、許可その他の處分を要する旨の規定の施行の日から、これを施行する。

昭和二十三年四月二日印刷

昭和二十三年四月五日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局